

匿名加工情報に関する事務局レポートの方向性について

1. 事務局レポートの位置付けについて

改正個人情報保護法で新たに設けられる匿名加工情報に関しては、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）において匿名加工情報の作成に関する基準等を定めるとともに、法令の解釈等を示す個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）の策定の検討を行ってきたところである。

一方、上記の事業者が遵守すべき事項を規定する規則・ガイドラインに加えて、匿名加工情報制度の利用を促進するために、実際に匿名加工情報を活用したいと考えている事業者が円滑に制度を利用できるように、また、認定個人情報保護団体の自主ルールを作成する際に参考とできるように、事務局レポート及び Q&A 等の作成を検討することが望ましいと考えられる。このため、6 月 3 日の第 10 回委員会の議論等も踏まえ、個人情報保護委員会事務局において、匿名加工情報に関する事務局レポートを作成することとする。

2. 事務局レポートの記載内容の方向性について

上記の趣旨を踏まえ、匿名加工情報に関する事務局レポートとして、実際に事業者が匿名加工情報を作成・利活用する場面を想定し、匿名加工情報を作成するに当たって検討すべき事項や留意点等匿名加工情報への加工の考え方等について解説するとともにユースケースを紹介する。

【解説する事項案】

- ・元となる個人情報に含まれる情報の項目、匿名加工情報が取り扱われる状態等に応じて留意すべき事項、匿名加工情報の作成に当たって検討すべき事項及び匿名加工に用い得る手法の紹介
- ・購買履歴等のユースケース（加工事例）の紹介
- ・匿名加工情報を他の情報と併せて利用することが許容されるケース及び許容されないケースの事例紹介

等

(参考条文)

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）【全面施行時】

(匿名加工情報の作成等)

第三十六条 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

○個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）

(匿名加工情報の作成の方法に関する基準)

第十九条 法第三十六条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 二 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 三 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。
- 四 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 五 前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

以上